

宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区 保存活用計画（案）

（概要版）

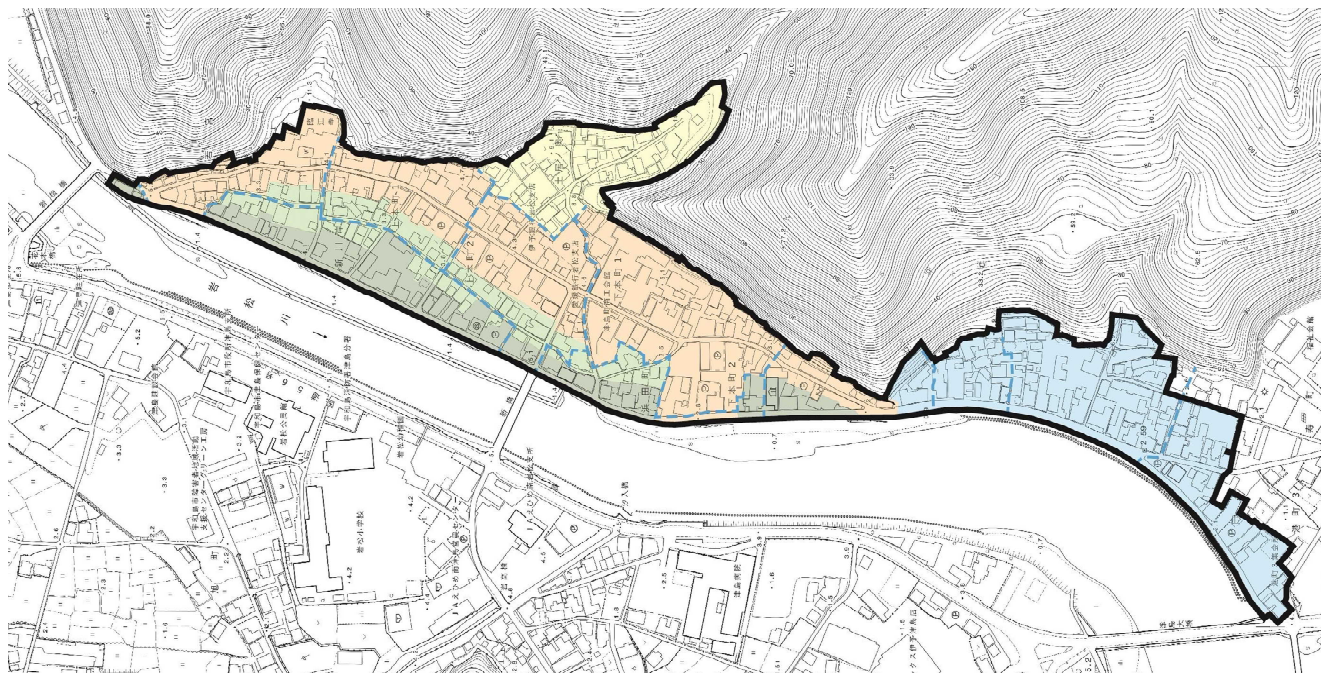
1. 保存活用計画の目的

この保存活用計画は、津島町岩松の先人達が築いてきた歴史や自然が形成してきた保存地区の歴史的町並みを、保存地区住民ひいては宇和島市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と地域文化の振興に資することを目的とする。

2. 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 10.6 ヘクタール



保存地区の範囲：宇和島市津島町岩松のうち行政区 若宮、新川岸、上本町1、土居ノ奥、浜田町、下本町1、下本町2、港町1の全域及び御幸、上本町2、港町2、港町3の一部

北側は岩松橋から、南側は津島大橋までである。町の形成過程から①土居ノ奥、②本

通り、③中道、④川通り・浜通りという4つの区域に分けられ、更に川筋付替工事後に川下(南側)に形成された⑤港町が成立する。港町は昭和23年の航空写真を参考に港町1・2及び港町3の住宅が存在した範囲とする。

3. 保存地区の特性

保存地区には現在も慶応2年以前に成立した旧区画、以後造成された新区画ともに、街路構成はそのまま残っており、地割もよく原形を留めている。また、芳原溝や土居ノ奥川とそれらに接続する小水路の石垣も昔ながらの地割を示すものとなっている。区域ごとの特性は下記の通りである。

- ①**土居ノ奥** 土居ノ奥は天ヶ森麓の谷筋に入り込む地区で、岩松の町並みの形成において最も初期に成立した場所である。岩松の町並み形成において初期の農村時代の様子がうかがえる区域として重要である。
- ②**本通り** 本通りは、町並みの中央にある通りで、ここには町家形式の建物が点在しており、現在は商店街となっている。江戸期に形成された古い町並みを含み、西村酒造や西崎商店などの大店が位置するなど、伝統的建造物がよく残っている区域である。
- ③**中道** 中道は川筋付替工事により町場が拡大した後、芳原溝沿いにできた道で、本通りに対する裏通りとなっている。大正時代以降に芳原溝が暗渠となったことで道幅が広がり、道の両側に本通りや川通りとの高低差や芳原溝痕跡による石垣が顕著に見られる区域である。
- ④**川通り・浜通り** 岩松川沿いの町並みで新橋の北側を川通り、南側を浜通りと呼称する。江戸期から本通りの裏側として形成されていたが、川筋付替工事により対岸からの景色を意識することとなった。
- ⑤**港町** 港機能の下流側への移動にともなって形成されたのが港町である。更に後年、港機能が近家港へ移動した後、建て替えが進んだため、かつて商人達が所有していたランドマーク的建物が消失し、比較的新しい家が多く建ち並び、他の4地区とは印象が異なる地区である。岩松川沿いは長屋造りの店舗兼住宅が残るが、山側には港町形成以前に農村であったことがわかる農家住宅が点在する区域である。

4. 伝統的建造物群の特性

町並みを構成する建物は、道に面した主屋を設け奥に付属屋を配した町家形式、庭を中心に建物を配置した農家形式、昭和以降の人口増加に伴って建てられた小規模住宅と、神社仏閣の建物がある。

①屋敷配置

<町家> 商いの機能を持った主屋を道に面して建て、奥に居住・作業スペースを配置するものである。物販業、若しくは醸造・加工業、勤め人等の生業によって建築物の規模や構成に違いが見られる。

ア) 独立町家型 主屋に釜屋棟と便所棟が張り出した基本形、基本形の奥に蔵・納屋・作業場などの付属屋が1棟若しくは2棟以上配される付属屋併設型、作業棟が複数加わった工場型に分かれる。工場型は大規模になると町の区画を丸ごと使う。

更に、大正時代になると、浴室や便所を主屋内に取り込んだ単独型が現れる。

イ) 連棟町家型 数戸が棟割りした長屋形式であり、主屋と接続する小ぶりの釜屋、便所棟のみとし、蔵や納屋などの付属屋を持たない。

<農家> 農作業のための庭を中心に主屋、納屋、蔵、便所などを配置する。

②建築物

<主屋> 主屋はほとんどが木造2階建・切妻造・平入りであり、間口が3～4間で1階の座敷が2・3室続く一列構成のものと、間口が4.5～8間で道や前土間に2室が面し奥の座敷に続く二列構成のものがある。奥には釜屋棟と便所棟が付属する。道に面した前土間や座敷は店売のための店舗空間となることが多い。間口の広いものの中には、隣家を購入し改築したものもある。

長屋形式の場合、釜屋や便所棟を共用する例もある。

小屋組は時期によって異なり、明治期には2階の軒桁が低かったため、和小屋組みの登梁形式で架構され、明治の終わりから大正にかけて2階座敷が一般化し軒桁が高くなり水平梁形式に移り変わる。また、大正期より洋風意匠が外観に取り入れられ、昭和に入ると数は少ないがトラス組みが現れる。

明治期に2階に座敷が作られるようになると、低い軒桁のまま広い空間利用を行

う工夫として、傾斜天井・船底天井が採用された。2階座敷は日常は寝室として使い、ハレの日は宴会のための大座敷として利用された。

外壁は羽目板張り若しくは横下見板張りの板壁や、真壁造の漆喰壁が見られる。

開口部には出格子がつき、2階は手摺りとなる部分もある。下屋の支えには持ち送り板が多用され、中には鉄製のものや肘木も見られる。

<付属屋> 釜屋棟、便所棟が別棟になって主屋に付属する事例と増築等により一体となっている事例がある。

大規模な独立町家型や農家型住宅には土蔵・納屋等が付属する。外壁は漆喰塗りの大壁や下見板張りとなっている。また、作業場や離れなど主屋に準じた作りの建屋が付属するものもある。

③ 工作物

<石垣・石組> 岩松地区では芳原溝や土居ノ奥川とそれらに流れ込む水路を構成する石垣と、土居ノ奥から上本町2にかけての扇状地で、屋敷地を造成するための擁壁としての石垣が築かれている。また、本通りが国道として整備される過程で作られた側溝に用いられた花崗の切石が一部に残る。

石材は大きく分けると、砂岩（宇和島石）の自然石、割石、切石、花崗岩の切石が見られ、それらが組み合わさって岩松地区の地割を構成している。

<門・塀> 岩松地区の独立町家では門・塀は多くないものの、農家型住宅等では大和塀や門が見られる。時期が新しくなると、一部ではコンクリート洗い出しの塀や柵が見られる。

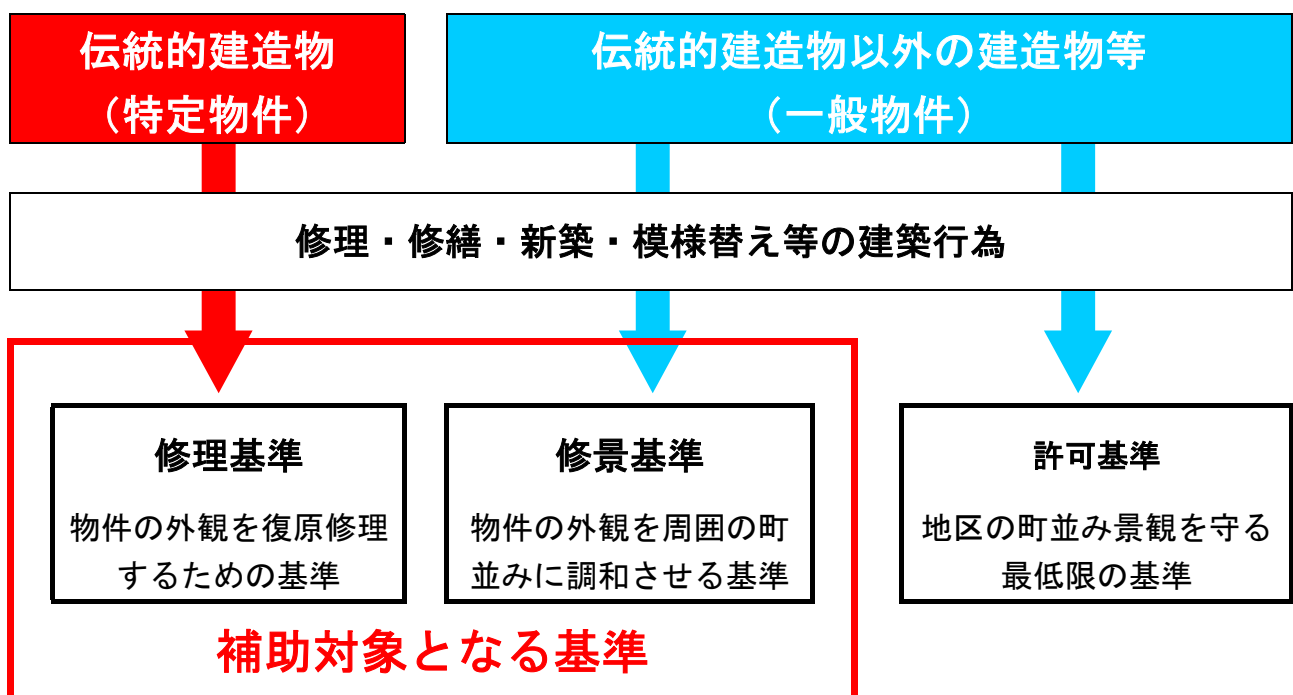
<その他> 井戸には砂岩・阿蘇溶結凝灰岩（豊後石）、花崗岩などが井戸枠として用いられている。そのほか、港町の戎神社には石灯籠が1基据えられている。また、若宮と御幸の境付近の川岸には旧岩松橋のコンクリート製親柱が2基残っている。

5. 保存の内容

- ① 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理及び環境物件の現状維持並びに復旧については、「修理基準」（別表1）を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性の維持を基本とする。保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定

める「修理基準」に基づく修理を行う。伝統的建造物の特性にそぐわない変更が加えられているものは、詳細実測調査や痕跡等による復元的考察に基づいた復原、あるいは、類似調査から類推される範囲の復原を原則とする。また、これまでの修理履歴や修理当時の技術について記録するよう努める。保存整備にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性能等の防災機能の向上を図るように努める。

- ② 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物・工作物の新築、増築、改築、移転などに係る外観の修景（変更）については、「修景基準」（別表2）を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に合致したものとし、その基本的な考えを重視し、適切に運用して行う。
- ③ 保存地区の景観に伝統的建造物以外の建築物等及び工作物の外観を調和させるための基準として「許可基準」（別表3）を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとし、その基本的な考えを重視し、適切に運用して行う。
- ④ 伝統的建造物の保全と地域の健全な生活環境の整備のため、風水害対策や火災予防と万全な消火設備の設置、地震津波に備える耐震対策等の防災環境の整備、管理施設の設置を進める。
- ⑤ 保存活用計画に基づく建造物等の修理、修景に対し、別に定める補助金交付要綱の規定により経費の補助を行う。



6. 活用の内容

- ①**管理施設等** 地区住民への各種情報提供や住民と来訪者等との交流、町並みの学習等の各種取り組みに資する標識・案内板・説明板などを、保存地区内外の適切な箇所に、保存地区の歴史的景観に調和するように設置するよう検討する。
- ②**防災施設等** 保存地区内は木造建築物が密集し、歩行者のみが通る狭い生活道が多い地域もあるため、町並みや町割りの維持につながるように消火栓、防火水槽その他防災施設の整備を推進する。伝統的建造物については、修理において耐震性能の向上を促進する。なお、保存地区内の防災施設等は、保存地区の景観等を考慮した施設とする。将来的には地区内の総合的な防災計画を策定し、火災や地震・津波等の災害に対する安全性が確保できるよう努める。
- また、火災予防や地震・津波等に対する防災意識を日頃から心掛けるよう啓発し、自主防災組織の定期的な防災訓練の実施を促す。
- ③**環境の整備等** 訪問者等の駐車場及び公衆トイレ、誘導案内看板、建築物等に設置する屋外広告物は、保存地区の歴史的景観に適したものとする。自動販売機は可能な限り屋外に単独で設置せず、歴史的景観を損なわないよう設置者に協力を求める。
- ④**保存地区の公開活用施設等** 保存地区に係る各種情報提供、住民と来訪者等の交流、伝統的建造物の調査研究、町並みの学習その他歴史的景観の維持、形成を推進するための拠点として、小西本家離れや旧西村酒造場等の既存施設を修理・整備し活用を図る。
- ⑤**空き家対策** 伝統的建造物の所有者等へ、空き家・空き店舗の利活用について市の空き家バンクや地元商工会による起業支援等の支援策について、積極的に周知を図る。また、町並み保存団体などの関係機関団体と連携して保存地区内の居住者が継続して住まうことのできる環境作り等まちの活性化を図る。

別表1 修理基準

建造物	主としてその外観を維持するため、原則として履歴を調査の上、現状維持または然るべき旧状に復する。
工作物	原則として履歴を調査の上、現状維持または然るべき旧状に復する。

別表2 修景基準

建造物	位置	地割	現状維持を原則とする。やむを得ず敷地が集合化された場合は周囲の伝統的建造物に合わせ、建造物が連続するような外観構成とする。	
		敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高に合わせる。	
		位置	敷地の履歴を考慮し、町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。	
	規模	階数	原則地上2階建て以下とする。	
		軒高	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
	形状	構造	木造を原則とし、在来軸組み工法または伝統工法とする。	
		屋根	形状	切妻造または入母屋造とする。棟の方向は周囲の伝統的建造物の主屋とそろえる。
			勾配・軒の出	周囲の伝統的建造物にあわせる。
			材料	いぶし瓦の棧瓦葺とする。
	意匠	表構え	基礎	原則として石積または石張仕上げとする。
			庇	1階と2階の間には伝統的な形式に倣った庇を設ける。
			建具	原則として主たる通りから望見できる部分の建具は木製の引き戸とし、その位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。
		外壁及び軒裏	伝統的建造物の特性を維持した形式、仕上げ、意匠とする。	
	色彩		伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的町並みや周囲の伝統的建造物との調和を図る。	
	屋外広告物		歴史的町並みに調和するものとする。	
	設備機器		原則として公道等から望見できる位置（または、通常望見できる位置）に設置しない。やむを得ず設置する場合、囲い等を設けて伝統的町並みと調和する措置を施す。	
工作物	門	位置、規模、形態、意匠、色彩について、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。		
	塀			
	石垣			
環境物件	庭	歴史的町並みに調和するものとする。		
	生垣			
	立木			

別表3 許可基準

建造物	位置	敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高に合わせる。		
		位置	敷地の履歴を考慮し、町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。		
	規模	階数	原則地上2階建て以下とする。		
		軒高	周囲の伝統的建造物に合わせる。		
	形状	構造	木造を原則とする。やむを得ずほかの構造をする場合も、外部意匠を考慮し、伝統的町並みとの調和を図る。		
		屋根	形状	切妻造または入母屋造とする。	
			勾配	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
	材料		周囲の伝統的建造物と調和する色彩とする。		
	意匠	表構え	基礎	周囲の伝統的建造物と調和した仕上げを施す。	
			建具	伝統的町並みに調和するものとする。	
		外壁及び軒裏	外壁から軒を持ち出し、伝統的町並みに調和するものとする。		
	色彩	伝統的町並みに調和するものとする。			
	屋外広告物	歴史的町並みに調和するものとする。			
設備機器	原則として公道等から望見できる位置（若しくは、通常望見できる位置）に設置しない。 やむを得ず設置する場合は、格子等の囲いを設けて伝統的町並みに調和する措置を施す。				
工作物	門	位置、規模、形態、意匠、色彩について、周囲の伝統的町並みとの調和を図る。			
	塀				
	石垣				
環境物件	庭	伝統的町並みに調和するものとする。			
	生垣				
	立木				
駐車場等	駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えな いようにし、伝統的町並みに調和するようにする。 また車庫の場合は伝統的町並みに調和するように管理運用を図る。				
土地の形質の変更	変更後の状態が伝統的町並みに調和するものとする。 空地が生じた場合は景観を損なわないように管理運用する				
木竹等の伐採・植栽	伐採・植栽後の状態が伝統的町並みに調和するものとする。				
土石類の採取	採取後の状態が伝統的町並みに調和するものとする。				